

令和 4 年

司法統計年報概要版

1 民事・行政編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2022

VOLUME 1 CIVIL CASES

令和 5 年 8 月

AUGUST, 2023

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和4年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、1民事・行政編の概要を記したものである。

第1 民事・行政事件の全事件

令和4年の全裁判所における民事・行政事件の新受事件総数は136万8821件であり、令和3年と比較すると0.4%の減少を示している（表1）。

なお、昭和59年以降の新受事件総数の推移は図1のとおりである。

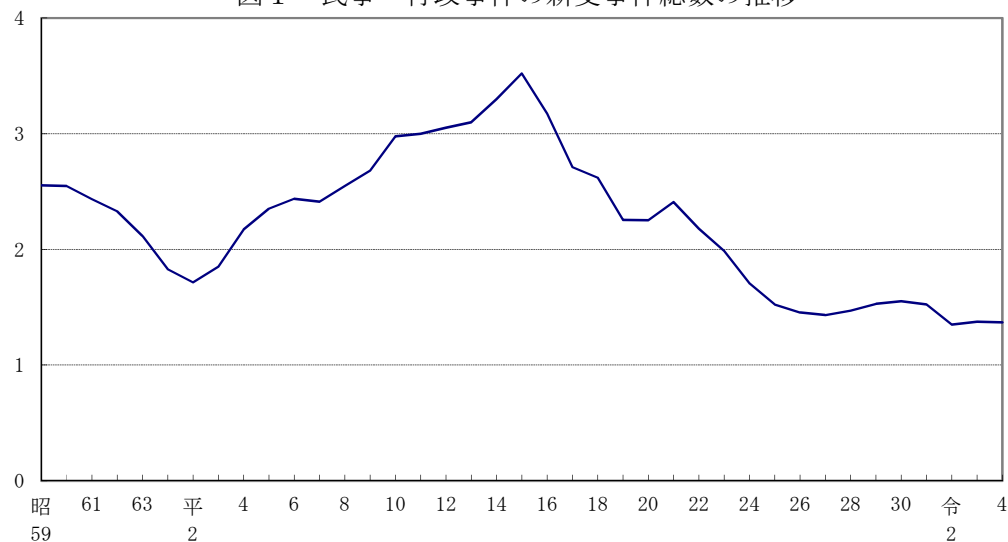
表1 民事・行政事件の新受事件総数の構成比及び前年比

事件の種類	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)	前年比(%)
総数	1 373 844	100.0	1 368 821	100.0	99.6
うち					
訴訟事件	508 621	37.0	509 369	37.2	100.1
調停事件	31 870	2.3	34 073	2.5	106.9
民事執行事件	240 538	17.5	244 719	17.9	101.7
破産事件	73 457	5.3	70 602	5.2	96.1
督促事件	230 914	16.8	232 434	17.0	100.7
保全命令事件	12 888	0.9	12 795	0.9	99.3
過料事件	87 806	6.4	78 838	5.8	89.8
雑事件	144 786	10.5	145 501	10.6	100.5

注) 数値は四捨五入していることがあるため、割合の合計が100%とならない場合がある（以下の図表の数値についても全て同様である。）。

(百万件)

図1 民事・行政事件の新受事件総数の推移



第2 民事第一審通常訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

(1) 簡易裁判所

令和4年の簡易裁判所における新受事件数は32万6443件であり、令和3年と比較すると1.2%の増加を示している（表2、図2）。

なお、昭和59年以降の新受事件数の推移は、図3のとおりである。

表2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	341 349	100	339 102	72 377
令和元	344 101	101	337 799	78 679
2	309 364	91	295 366	92 677
3	322 673	95	328 039	87 311
4	326 443	96	328 143	85 611

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(ハ)である。

図2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

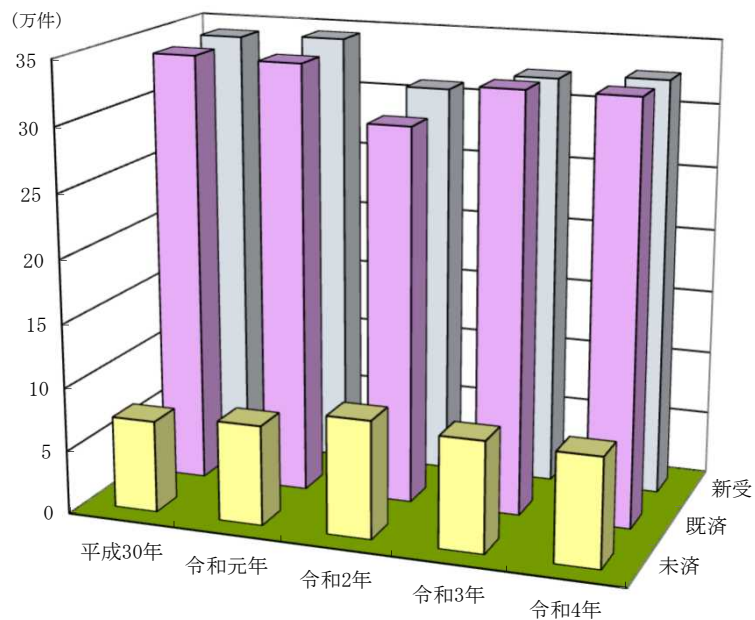
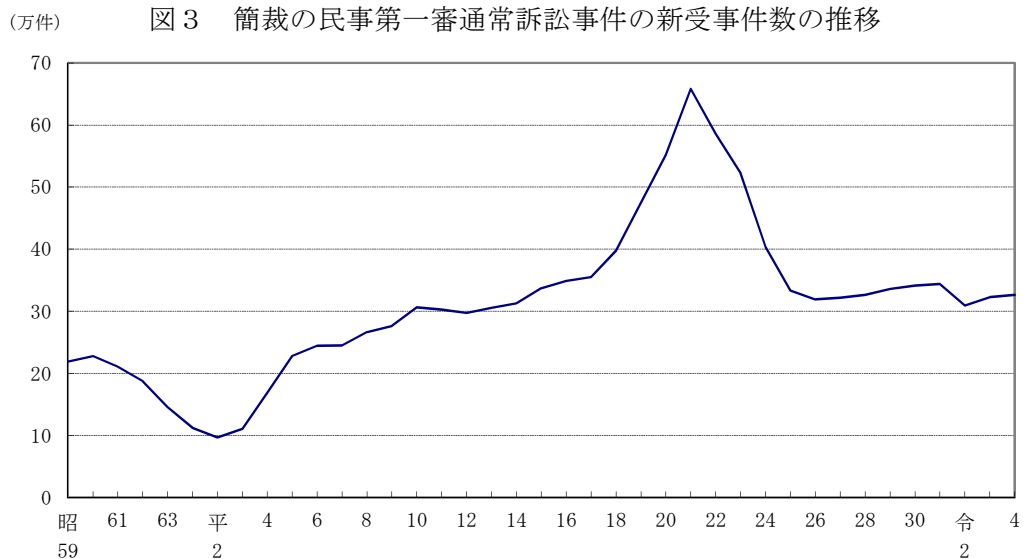


図3 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



(2) 地方裁判所

令和4年の地方裁判所における新受事件数は12万6664件であり、令和3年と比較すると3.2%の減少を示している（表3、図4）。

なお、昭和59年以降の新受事件数の推移は、図5のとおりである。

表3 地裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	138 444	100	138 683	100 685
令和元	134 935	97	131 559	104 061
2	133 430	96	122 763	114 728
3	130 861	95	139 020	106 569
4	126 664	91	131 794	101 439

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(7)である。

図4 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

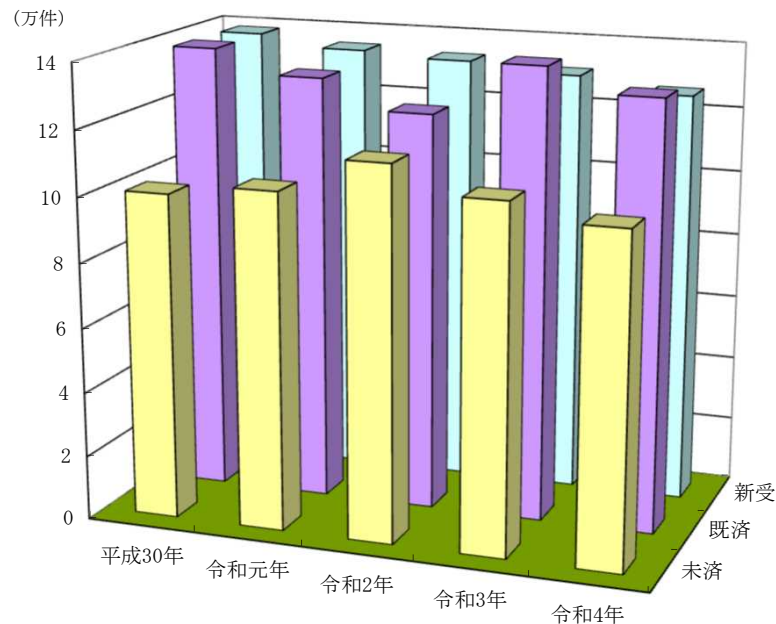
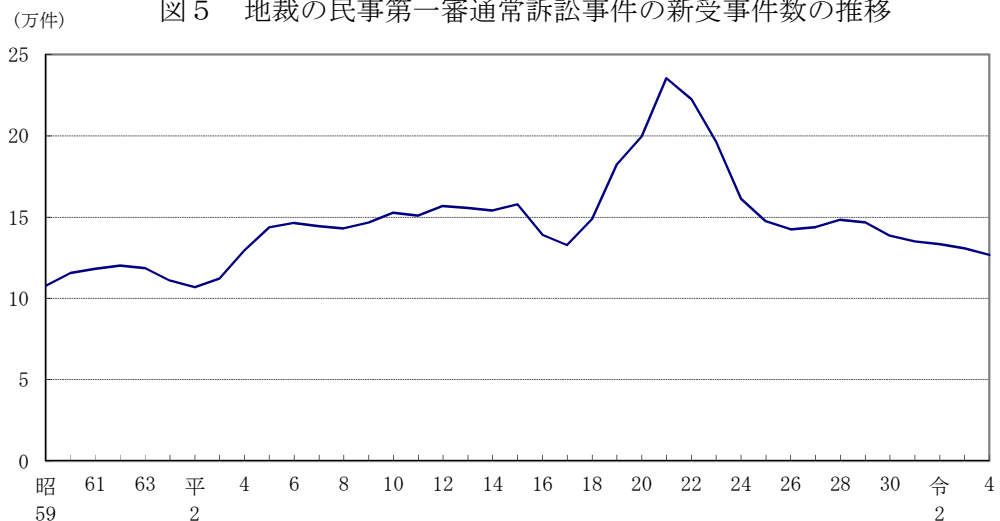


図5 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



2 平均審理期間

民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移は、表4のとおりである。

表4 民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年次	簡 裁		地 裁	
	全事件	対席判決	全事件	対席判決
平成30	2.7 月	4.3 月	9.0 月	13.2 月
令和元	2.8	4.4	9.5	13.3
2	3.7	5.5	9.9	13.9
3	3.8	5.5	10.5	14.6
4	3.4	5.1	10.5	14.6

注1) 簡裁通常訴訟事件は、少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

注2) 地裁通常訴訟事件は、行政第一審として既済となったものを含まない。

3 終局区分

令和4年における民事第一審通常訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表5及び表6のとおりである。

表5 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)
総 数	330 059	100.0	329 682	100.0
判 決	147 224	44.6	149 229	45.3
うち対席	39 924	12.1	39 289	11.9
うち欠席	107 173	32.5	109 784	33.3
決 定	47 054	14.3	47 003	14.3
和 解	27 613	8.4	24 707	7.5
取 下 げ	106 478	32.3	107 076	32.5

注) 少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

表6 地裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)
総 数	139 020	100.0	131 794	100.0
判 決	59 988	43.2	60 308	45.8
うち対席	34 047	24.5	33 496	25.4
うち欠席	25 906	18.6	26 773	20.3
決 定	1 057	0.8	880	0.7
和 解	51 241	36.9	43 264	32.8
取 下 げ	23 178	16.7	23 884	18.1

注) 行政第一審として既済となったものを含まない。

第 3 少額訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

令和 4 年の少額訴訟事件の新受事件数は 6594 件であり、令和 3 年と比較すると 7% の減少を示している（表 7）。

表 7 少額訴訟事件数の最近 5 年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成 30	9 310	100	9 312	2 132
令和 元	8 542	92	8 668	2 006
2	7 944	85	7 692	2 258
3	7 093	76	7 455	1 896
4	6 594	71	6 647	1 843

2 平均審理期間

少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間について、最近 5 年間の推移は、表 8 のとおりである。

表 8 少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年次	全事件	対席判決
平成 30	1.9 月	2.1 月
令和 元	2.1	2.2
2	2.8	2.9
3	2.5	2.6
4	2.5	2.6

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

3 終局区分

令和4年における少額訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表9のとおりである。

表9 少額訴訟事件の終局区分

終局区分	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)
総数	5 435	100.0	5 108	100.0
判決	2 398	44.1	2 481	48.6
うち対席	871	16.0	872	17.1
うち欠席	1 521	28.0	1 602	31.4
決定	329	6.1	338	6.6
和解	1 090	20.1	928	18.2
取下げ	1 539	28.3	1 267	24.8

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

第4 民事執行事件

令和4年の民事執行事件の新受事件数は24万4719件であり、令和3年と比較すると1.7%の増加を示している(表10、図6)。

民事執行事件のうち、不動産等執行事件(ヌ号事件及びケ号事件)の令和4年の新受事件数は1万5449件であり、令和3年と比較すると7.5%の減少を示している(表11)。

表10 民事執行事件数の最近5年間の推移

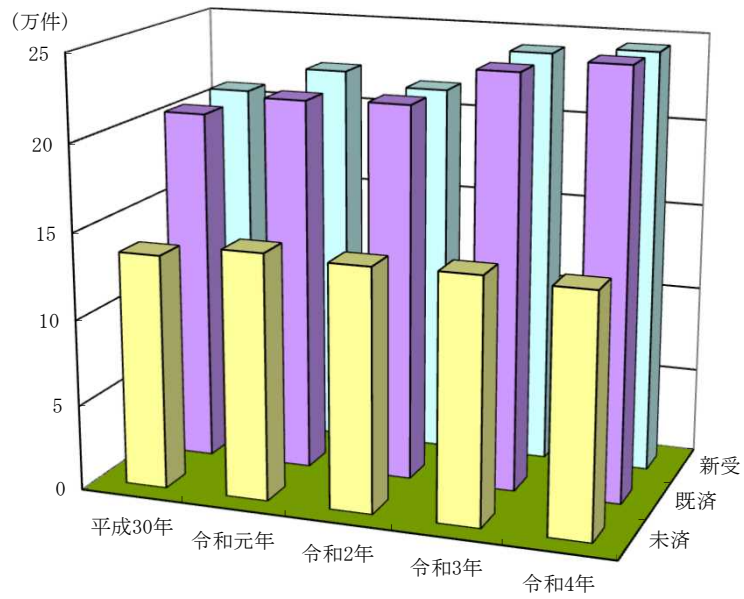
年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	207 931	100	204 715	136 421
令和元	223 246	107	216 414	143 253
2	215 867	104	217 860	141 260
3	240 538	116	239 588	142 210
4	244 719	118	246 989	139 940

注) 少額訴訟債権執行事件を含まない。

表11 不動産等執行事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	21 595	100	21 632	15 457
令和元	21 272	99	21 204	15 525
2	17 705	82	17 884	15 346
3	16 700	77	20 431	11 615
4	15 449	72	16 301	10 763

図6 民事執行事件の新受・既済・未済事件数の推移



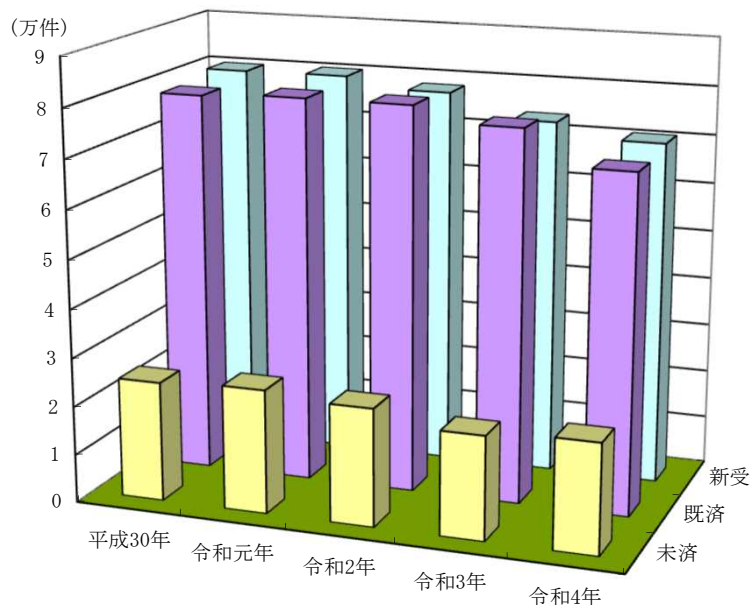
第5 破産事件

令和4年の破産事件の新受事件数は7万602件であり、令和3年と比較すると3.9%の減少を示している(表12、図7)。

表12 破産事件の受理区分

受理区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
新受総数	80 012	80 202	78 105	73 457	70 602
(指数)	(100)	(100)	(98)	(92)	(88)
自 然 人	73 268	73 292	71 839	68 412	64 982
うち自己破産	73 099	73 095	71 679	68 240	64 833
法 人 ・ そ の 他	6 744	6 910	6 266	5 045	5 620
うち自己破産	6 583	6 743	6 085	4 871	5 474

図7 破産事件の新受・既済・未済事件数の推移



第6 民事再生事件

令和4年の再生事件の新受事件数は92件であり、令和3年と比較すると16.4%の減少を示している。

小規模個人再生事件の新受事件数は8982件であり、令和3年と比較すると14.5%の減少を示し、給与所得者等再生事件の新受件数は782件であり、令和3年と比較すると5.7%の増加を示している（表13）。

表13 民事再生事件数

年次	事件の種類	新受	既済	未済
平成30	再生事件	114	157	235
	小規模個人再生事件	12 355	11 473	5 889
	給与所得者等再生事件	856	813	424
令和元	再生事件	145	122	258
	小規模個人再生事件	12 764	12 628	6 025
	給与所得者等再生事件	830	851	403
2	再生事件	109	152	215
	小規模個人再生事件	12 064	11 948	6 141
	給与所得者等再生事件	777	764	416
3	再生事件	110	127	198
	小規模個人再生事件	10 509	11 910	4 740
	給与所得者等再生事件	740	781	375
4	再生事件	92	97	193
	小規模個人再生事件	8 982	9 581	4 141
	給与所得者等再生事件	782	770	387

第 7 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 本概要版における「第一審通常訴訟」の範囲
 - (1) 簡裁の場合は、「(ハ)通常訴訟事件」である。
 - (2) 地裁の場合は、「(リ)通常訴訟事件」である。
- 3 数値は、令和5年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 4 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 5 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。